

# 岩槻校第9期パソコンクラブ会則

## (名 称)

第1条 本会は「岩槻校第9期パソコンクラブ」と称し、事務所を会長宅に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、パソコン操作の習得並びに技能向上を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## (会 員)

第3条 本会の会員は、さいたま市シニアユニバーシティ岩槻校パソコンクラブのメンバーとする。

## (活 動)

第4条 本会は第2条第1項の目的を達成するため、原則として月2回、さいたま市シニアユニバーシティ活動ステーション等で学習会を開催する。

2 その他本会の目的を達成するため必要な事項を行う。

## (役 員)

第5条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。

(2) 会計 2名 会計及び会務を担当する。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

但し役員に欠員が生じた場合、選任された後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第6条 本会の会議は、目的に応じ次のとおり開催する。

2 定期総会は年に2回開催する。

1 回目の定期総会は、会則、役員承認、事業計画、年度予算を行う。

2 回目の定期総会は、決算、事業報告を行う。

3 役員会は会務の円滑な処理・運営を図るため、必要に応じ開催する。

4 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは議長が決定する。

(会 計)

第7条 会費は1年間20,000円し、半期ごとに10,000円を会計に納入する。

- 2 経費等の不足が生じた場合、会員の議を経て臨時に適宜会費を徴収する。
- 3 年度途中の入会は、残月数に対して年会費の12分の1とする。  
また、原則的に納入された会費の返却はしないものとする。
- 4 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

附 則

この会則は、平成25年7月8日から施行する。